（施工技術検定規則の一部改正）

第二条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
一三一	一級電気通信工事施工管理技士	（新設）	（新設）
二三二	二級　〃		
一三三	（略）	一三三	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）

第一条の二　令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

（令第二十七条の五の学科）

第二条　令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
（略）	（略）
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
電気通信工事施工管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
（略）	（略）

改正後		改正前	
（新設）	（新設）		
一三三	（略）	一三三	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）

第一条の二　令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

（令第二十七条の五の学科）

第二条　令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
（略）	（略）
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
（新設）	（新設）
（略）	（略）